群鸟県通正化通信 NO. 124(私30年12月子)

整備管理者(選任後)研修の受講について

整備管理者は、常に整備管理に関する知識及び能力の維持向上に努めるとともに、道路運送車両の運行に係る関係法令の改正、関係通達等を熟知しておかなければなりません。その機会のひとつとして、整備管理者に対する講習の受講が義務付けられています。また、自動車運送事業者の立場でも、研修受講状況の把握、研修計画の作成や、整備管理者の能力の維持や向上に努めさせる義務があり、漏れることなく講習を受けさせなければなりません。

また、裏面のとおり<u>本年10月1日からは車両総重量8トン以上のトラック(トレーラー)の定期点検において、スペアタイヤ、ツールボックスの点検が義務付けされました。</u>各事業者においては、整備管理者を中心に、「定期点検」や運行前の「日常点検」の確実な実施を併せてお願いします。

● 貨物自動車運送事業輸送安全規則

(整備管理者の研修)

- 第15条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。
 - 1 整備管理者として新たに選任した者
 - 2 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

選任された整備管理者には「2年ごとに1回」の受講が義務付けられていますが、注意しなければならないのが年度の「4月から翌年3月までの受講」であり、暦年の「1月から12月までの受講」ではありません。 <u>平成29年1月に受講された場合は、平成28年度(平成28年4月~平成29年3月)に受講したこと</u>になりますので、 <u>平成30年度には受講しなければ</u>なりません。

平成30年度の群馬県における整備管理者(選任後)研修は、各支部単位の日程は既に11月28日で終了いたしましたが、今年度の最後の研修実施日は、全支部を対象として、下記のとおり平成31年1月29日(火)に行います。(事前の予約制ではありません。)今年度、群馬県においてはこれが最終となりますので、整備管理者に選任されている方は受講漏れがないよう、再度、整備管理者手帳等で直近の受講日確認をお願いいたします。

※ 運行管理者の一般講習の受講についても、整備管理者同様に受講漏れがないよう、運行管理者手帳の確認をお願いします。

行政処分関係

・整備管理者の研修受講義務違反 初違反 10日車 再違反 20日車

記

- 1. 日時 平成31年1月29日(火)
 - ・午前9時から午前12時まで
 - 午後1時30分から午後4時30分まで (受付開始時間は各研修開始時間30分前)
- 2. 場所 群馬県トラック総合会館 前橋市野中町595 12027-261-0244

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821